

六条モール (No.1007)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 7 月 5 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社ハローズ 住所 広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号 名称 NTT・TCリース株式会社 住所 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号																									
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 六条モール 所在地 高松市六条町 42 番 1 外 26 筆																									
変更した事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>名称</th><th>代表者</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ハローズ</td><td>代表取締役 佐藤 利行</td><td>広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7</td></tr><tr><td>株式会社ザグザグ</td><td>代表取締役 森 信</td><td>岡山県岡山市中区清水 369 番地 2</td></tr><tr><td>株式会社ワッツ</td><td>代表取締役 平岡 史生</td><td>大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 70 号</td></tr></tbody></table> 【変更後】 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>名称</th><th>代表者</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ハローズ</td><td>代表取締役 佐藤 利行</td><td>広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7</td></tr><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>代表取締役 白石 明生</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号</td></tr></tbody></table>	小売業者		住所	名称	代表者	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7	株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水 369 番地 2	株式会社ワッツ	代表取締役 平岡 史生	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 70 号	小売業者		住所	名称	代表者	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7	株式会社レディ薬局	代表取締役 白石 明生	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号
小売業者		住所																								
名称	代表者																									
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7																								
株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水 369 番地 2																								
株式会社ワッツ	代表取締役 平岡 史生	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 70 号																								
小売業者		住所																								
名称	代表者																									
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7																								
株式会社レディ薬局	代表取締役 白石 明生	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号																								
変更の年月日	令和元年 7 月 17 日（株式会社ザグザグ退店） 令和 2 年 3 月 31 日（株式会社ワッツ退店） 令和 2 年 8 月 20 日（株式会社レディ薬局入店）																									
変更する理由	小売業者の退店及び入店のため																									

2 届出年月日 令和 3 年 6 月 22 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 3 年 7 月 5 日から令和 3 年 11 月 5 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 3 年 11 月 5 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

六条モール (No.1007)

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ